

使うのは適当じゃないか、むしろそれだけならば金にかえるというふうには、簡単に換金するというふうにしたらいのじゃないか、こういうふうには考えるのだが、この点はどうか。

○金丸政府委員 その点は従来の法律用語を踏襲したわけでごさいます。法律用語と一般の社会の常識で若干違っておるかも知りませんが、古くから慣例的に常用いたしておりまして、私どもの立場から見まして、して変える必要はないのじゃないか、かように考えた次第でございます。

○北條委員 その辺がいけない、こう私は思うのです。結局、わかりやすくすると言いが、自分の方に都合のいいところは古い慣習とかいふふうにおっしゃる。だからあえて僕は追及いたしませんけれども、いつでも大上段に提案理由を振りかぶって、そうしてやっておくことは、窮すると、要するに調査研究であるとか、検討であるとか、古い慣例による、こういうような御答弁が困るといふことなっております。

そこで第三番目にお聞きしたいのは、きのう算術方式で御説明がございましたが、今回の法の改正によって私法秩序を守っていくのだというごさいます。この法律の改正の中心は、第一には租税徴収を確保するということ、第二は地方自治の尊重ということでごさいます。きのうの算術方式によりまして、たとえば乙が自分の所有物を丙に対して売ると、そうすると甲はそれに対して担保権を設定しようという際に、物が処分されると、乙は

国に対して税金の滞納という債務を負うことになりまして、従ってきのうの方式によって百二十万円に売れた。そうするとそのうち甲が百万円の担保を設定してある、私権は侵害しない。従って甲は百万円取る。国があと二十万円取るのだということになるのであります。六十万円の税金が六十万円あるとすれば、六十万円のうちの二十万円だけとられて、あとの四十万円は乙の税金の滞納になってくるわけでごさいます。

そうなる、きのうのああいふふうな方式の説明を聞いておりました、いかにも百二十万円の物を処分して甲が百万円取って、その物件についての国の税金は六十万円あるのだけれども、二十万円だけしか払う金がないのだから、二十万円を国に納めれば、あとの四十万円の滞納分は免除してくれるというふうには聞えるのですが、それはどうなんですか。

○金丸政府委員 昨日申し上げましたのは、そのうち乙の立場と、ただいま買いました丙の立場と、ただいまのお話では甲とおっしゃいましたが、担保権を設定して担保された債権を持っておりまして、それから担保権を設定いたしました納税義務者と、この三者の地位を考えたつづつ担保権をどの程度に確保するかということから、担保権の債権を持っておりまして、すでに租税の方が優先するということを知の上で担保を取ったものであるから、ある程度租税に取られてもやむを得ない。またそういうものを譲り受けました者も、一種の担保権がついておるといふことを承知の上で譲り受けたものでございまして、それに対して担保権の債権を持っておる者から抵

当権に基いて財産の公売処分を受けた場合と同じように国の方がやってもかまわない、こういうような立場から租税債権をどのようなふうにして確保するかという限度を例を設けて申し上げました。ただ、あとはやはり滞納者が国の方に税金を納めなければならぬという義務は負っておるわけでごさいます。これは当然なこととして昨日は申し上げませんでしたけれども、それは義務としては残るわけでごさいます。

○北條委員 この問題については、またこれから研究をいたしまして質問を留保いたしますが、最後に黒金さんにお聞きしたいのですが、きのうも予算に予算が通っている。この地方税の問題もその中に十分織り込まれておる国の方針だと思ふのです。ところが、今回は地方税法の一部を改正するといふが、実は徴税なんかは全面的な問題だ、国民に一番大きな関係のある問題であります。これは昨年の十二月に租税徴収制度調査会の答申が出た重要な問題である。こういうものをなぜ今ごろになって出してきたか、しかも予算が済むという日にできてきたか。私は、その点意のあるところを理解しかねるのだが、どういうわけでこれだけの重要なものを今ごろ出してきたか、その点についてははっきりした政府の態度を示していただきたい。

○黒金政府委員 ただいまの御疑問はごもつともな点でございまして。調査会の意見も出て参りましたが、その後にございまして、これは率直に申し上げますが、租税を徴収する方の側、そういう役所側と、私権をいわば代弁する方の側の役所、この間に、こまかい点に

つきましていろいろ話し合いに時間がかりましたために大へんおくれて恐縮でございまして、その間の話し合いも十分に調整ができましたのでここに提案をいたした次第であります。その間の時間がかったような次第でございまして。

○北條委員 ことしは四年に一本の地方選挙のある年なのです。ちょうどうるう年と同じように四年に一本ずつ回転してくるのです。ことしはそういう特殊な年なのです。でありますから、政府も十分そのことを知っております。三月に予算が通りますと、大衆議院も開院になって参ります。参議院の方では選挙を控えておられます。自由民主党は予算が通ったからこれからは選挙一本でいくのだというふうな態度をとっておられる。そうしますと、この審議というものは慎重に審議せよと政府は言っておいて、しかもすみやかに可決してくれとおかしなことを言っておられるけれども、おそろしく重要な法律案をこのごろになって出してきて、それらの諸般の情勢を考えると、政府としては、この法律案は本国会中に通らなくてもいいんだ、それだけ重要でないのだという考え方でおられるのだと私は推測されるのでございまして。

○黒金政府委員 ただいまお話のございましたようなことはございません。調査会では、やはり慎重には御審議願いたいのであります。ばかの一つ覚えとさつきおしかりを受けましたけれども、ぜひすみやかに御可決を願ひまして、実は国税徴収法の方でも並行して今審議

が進んでおります。大蔵委員会の方の問題でございまして、それが通りませんと、地方税と国税との間にそごができます。そういう点がありますので、ぜひこの議会中に御審議御可決賜わりたいとお願ひしておる次第であります。

○北條委員 それでは最後に意見を申し述べておきます。確かに国税徴収法に付随して、付随といったらおかしいけれども、不可分の地方税の徴税の問題でございまして、どうもあなたたちの考え方が大蔵省中心であって自治庁は大蔵省の植民地だ。植民地主義的の考え方を持っておる。だから、いつか青木国務大臣が言っておられました、与党においては地方行政委員になり手が無いのだというふうなことになってくるわけでありまして、それは大臣がはつきりと言ったのです。でありますから、自治庁としては四十六都道府県を背負っておるのですから、もつとあなたの方ではほんとうに真剣な態度を持っていただかなければ、どんなにいいことを言ったって意味がないのだ。どうか私は、自治庁が大蔵省の植民地だというふうな卑屈な考え方を捨てて、そういうふうな卑屈な考え方を捨てて、もつと勇氣を持って邁進をしていただきたいということをお願いつけ加えて申し上げておきたい。

○黒金政府委員 ただいまお話のございましたように、奥野財政局長が出ておられますので、第一に私は地方財政計画の問題についてお聞きしたのであります。今日三十四年度の国家予算というものはきわめて政治の花形としてデビニューしておるわけでありまして、もちろん予算は一か年間の政治の計画でありますか

が、奥野財政局長が出ておられますので、第一に私は地方財政計画の問題についてお聞きしたのであります。今日三十四年度の国家予算というものはきわめて政治の花形としてデビニューしておるわけでありまして、もちろん予算は一か年間の政治の計画でありますか

ら、それだけ国民も大事にし、そして世論もこれに注目するのであります。が、地方財政計画というのは、いかにして地方自治体を守っていくか、その行政水準を引き上げていくかという点でありますから、従って地方四十六都道府県にとっては、財政計画というものは最も重要なものでなくちゃならぬはずであります。ところが、地方財政計画というのは、現在の政治の段階においては隠花植物のようにあまり世論の脚光を浴びないというところに、私は非常に不可思議なものを感ずるのであります。もっとも、私は地方行政についてはさぶのしろうとでありますから、研究は十分ではないかもしれせん。しかし、そういつたさぶのしろうとなりに受ける感じでは、なぜ自治体は財政計画というものをと早く作り上げて、しかもその作り上げ方も、きのう佐野君が言っておりました、自治体が一方的に自分の方で頭を考えて作り上げて、それを地方に押しつけていくというようなやり方、どうもそのやり方ははなはだ逆だと思つた。地方から積み上げてきて、そして財政計画というものができ上る。これならば私は至当だと思つておりますが、今自治体で考えておられることは、中央で考えて大きっぱにやる、これを地方に押しつけていくのだというふうなところに、私どもは非常に遺憾の意を表せざるを得ないのでございますが、そういった一般論は別にいたしまして、問題は、こういうことになると思つて、あなたの方で財政計画を立てる。そうすると地方財政法によつて、地方自治体は国の政策に反してはいかぬ、こういうことが書いてある。

だから、あなたの方で財政計画をおきめになれば、この方針に地方は反対してはならぬのだ、こういう態度でもつていくわけだ。ところが、さらにその計画が果して適正であったか否かという判断はどこでやるかというところ、結局決算でやるより方法がない。ところが財政計画が果して適正であったかどうかという点の決算は、翌年か、大体一年以上たたなければ出てこないという点になつて、結局私どもとしては、政府の最初の計画が適正であつたかどうかということに對する政治責任を追及しようと思つても追及できないというのが現状です。

そこで私は、三十四年度の財政計画についての理解を深めるために、最初に、三十二年の財政計画というものと地方財政の決算が出ておるはずでありますから、三十二年の当初立てられたあなたの方の財政計画と決算といふものはどれだけ開きがあつたか。ことに三十二年度というのは神武以来の不景気のときでありまして、そういう事情も頭に入れておいていただいで、三十二年の当初の財政計画とその決算といふものの比較について、重要な点だけを一つ聞かしていただきたいと思います。

○奥野政府委員 地方財政計画のような数字に決算もなつていかなければならないといふようなことは、毛頭考へていないわけでありまして、御承知のように地方財政計画の方は、地方財政におきまして標準的な税収入を基礎として標準的な行政が行なつていけるように、同時にまた国がいろいろな施策をいたしましたる場合におきましても、地方行政が計画的に運営されることを保

障して、こういうような建前で策定いたして参つておりますので、当然に決算とはかなり食い違つて参ります。たとえて申し上げますと、標準税率超過課税といつたようなものは、現実に毎年度行方れて参るわけでございますけれども、地方財政計画の上には、そういう数字を見込んでおりません。また給与費につきましても、国家公務員に準じた額を基礎にして算定いたして参りますけれども、若干の開きが現実にあるわけでございます。あるいはまた金融を通じて地方団体がいろいろの融資を行なつて参ります。特定の金融機関に預託をし、その預託金を財源にして金融機関が農業者、商工業者に貸付を行つた。そういうものは決算の上では貸付金、同時にまた歳入として貸付金の償還金として入つてくるわけでありまして、こういうものも財政計画の上では取り上げていないわけでありまして、そういう意味で当然に食い違ひがあるのだ、そういう建前でやつておりますことを御了承願ひたいと思つております。

三十二年の財政計画と三十二年の決算、この食い違ひは先般門司さんからでしたか、御要求がございましたので、昭和三十三年度地方公共団体決算概況の中に一括して入れておいたわけでございます。その冊子の三十五ページのところに比較を示しております。第五表になっております。地方財政計画の方は、当初に策定いたしましたままでその後改定を加えておりました。国の予算につきましても、当初の予算からその後修正予算も組まれております。従いまして、修正予算に伴つて当然財政計画の方でも変化が生じて参つてきておるわけでありまして、

も、その修正も行なつていないわけでございます。そういうふうないろいろの事情がございまして、両者の間に、歳入で二千四百六億、歳出の方で千八百二十九億円の開きが生じて参つておられます。歳入で申し上げますと、地方税で六百六十七億の開きが出ておられます。これは御承知のように異常な自然増収があつたことと、それと今申し上げますような標準税率超過課税から起つて参ります数字の開きであります。それから三番目の地方交付税は国において修正予算が組まれたわけでありまして、そのため地方交付税の増額が出て参りました結果、七十八億円の追加交付されたわけでありまして、これは財政計画を直して参りません。四番目に国庫支出金で二百五十三億の開きがあります。これはやはり修正予算に伴ひまして義務教育関係について四十三億円の増額がその後行われ、この中には〇・一五カ月分だけ期末手当を増額するという措置が年度中途においてとられております。こういう部分については具体的な財政計画の変更は行なつておりませんので、こういう開きを生じます場合には、当然そういうふうにして起つた問題については修正を加えていただく方がいゝかもしれません。が、当初の分とそのまま比較しておりますので、そういう食い違ひが食ひ違ひとして出て参るわけでありまして、あるいはまた国が委託費として交付されますものも、地方団体の方で歳入に受け入れて仕事を参るといふ場合がございまして、そういうものもこれに加つておるわけでありまして、あるいは

は于拓工事その他国の工事を地方団体が委託を受けて行つた場合がたゞくんとあるわけでございます。そういうものも決算の上ではこの中に出てくるわけでありまして、私どもの計画では、国の直轄工事でありまして、国の予算で行われておるわけでありまして、国がその歳出を通じて地方団体に工事を委託する。そうしますと、この歳入の国庫支出金として上つて参るわけでありまして、その事業が歳出に出て参るわけでありまして、こういうような問題がかなり多くございまして、それから地方債では百三十四億の食い違ひがあります。これは厚生年金積立金から還元融資をいたしますものであります。か、あるいは損害保険の方で消防関係に若干融資をいたしますものとか、そういうふうないろいろな外融資が毎年百億内外あるわけでありまして、その分は従来からも財政計画には取り上げていないわけでありまして、そういうことからは起る食い違ひであります。それから六百八十一億円の食い違ひが、雑収入で六百八十一億円の食い違ひがございまして、これは先ほど申し上げました、預託金も貸付金として経理されるというふうなやり方であったか、参つておるものであります。た、あるいはまた地方団体が独自に条例を設けて、界外に移出するものについて検査を行う場合に、検査手数料を徴収していくというふうなもの、歳入と歳入と見合つて行われておる部分が相当数あるわけでありまして、そういうふうなことで二千億円をこえる食い違ひが出て参るわけでありまして、この中には当然食い違ひを予想しておるものもございまして、税の自然増収のよう

に当初はそれほど開きがあると考

考

考

えていなかっただけのものもあるわけであり
ます。

歳出で申し上げますと、下の方をこ
らんでいただきますれば、財政計画と決
算とが当然食い違うものだということ
を御了解願えると思いますが、地方交
付税の不交付団体における平均水準を
越える必要経費百六十億というものが
が、財政計画の上で出ておるわけでござ
います。これはやはり給与費であり
ましたり、あるいは単独事業費であ
りたりするわけでございます。決算の際
には、当然それぞれ別の費目で数字が
上って参るわけでございます。給与費
で五百十八億の開きがございます。こ
れは財政計画を作りますときには、普
通補助に入っております職員費、普通
補助で五、六万人の職員についての補
助金があるわけでありまして、上って参
ります。それから先ほどもちよっと申
し上げましたように、実給与とそれが
ら計画上の給与との間に相当開きが
ございます。こういうものもこの食い
違いに現われて参るわけでございま
す。それからその他の経費で二百三十
二億円の食い違いが出てきているわけ
でございますけれども、先ほども申し
上げましたような自然増収の問題であ
りますとか、あるいは雑収入の増加で
ございませうか、そういうものがここ
で反映して参るわけでありまして、そ
れから公債費で九十九億の開きがござ
います。これは財政計画の考え方か
ら、たとえば財政再建団体の再建償還
費、こういうものは計画の中に入れて
おりませぬ。そういうものだけでも
八十一億あるわけでありまして、そ
のほか繰り上げ償還の費用なども財政

計画の中には上げていない結果起って
参るものでございませぬ。維持補修費は
三十二億円の食い違いであります。投
資的経費には九百八十五億円の食い違
いがございませぬ。これは先ほども申し
上げましたように委託費を財政計画の
中には入れていない問題、あるいは代
行工事が相当行われておるものだけ
でございませぬ、たとえば電源開発会
社が電源開発の地帯に道路を設ける、
そういう仕事を地方団体にやらせて
うというふうなものも相当たくさんあ
るわけでございまして、そういうもの
から起ってくる食い違いでございま
す。失対事業で五十二億の食い違い、
これはある程度地方団体が、国の補助
金だけでは十分でない、ワケ外で
やっているものも相当あるわけであ
ります。単独事業費については、自然増
収あるいはまた雑収入等の食い違いが
これらの面に反映しているわけであり
ます。あるいはまた地方交付税の不交
付団体における平均水準をこえる必要
経費というふうなものも、その辺に現
われて参るというふうなことになる
おるわけでありませぬ。決算と財政計画
とそういう食い違いを起さない格好で財政
計画を作っていくというの、一つの考
え方でございますけれども、一応今ま
で、先ほど申しましたような考え方
から、積み上げて参って参って参って
参るわけでありませぬ。

○北條委員 三十三年度の決算と三十
三年度の当初の財政計画との比較は、
これはことしの何月ごろでございま
すか。
○奥野政府委員 やはり十月前後でな
らぬか。

いときでないのじゃないだろうかと思
います。

○北條委員 もっと早くできないもの
かと思ひますがね。というのは、十月
になると三十五年度の予算の編成がほ
んどでき上がるわけですね。大体最後
の仕上げになってくるのですが、そう
なると、前年度の政府の計画が
果して適切であつたかどうかという生
きた批判ができるのです。ところが、
それが今ごろになって私ども三十二
年度の比較をしているというふうなこ
とでは、政治は死んでいるわけでは
すから、今奥野財政局長は十月と言
われましたけれども、実際に地方の決算
が出るのは何月であるか、それが早く
出れば早く批判ができるわけなんです
が、もっと早くできないですか。
○奥野政府委員 御承知のように三十
三年度の会計についての出納閉鎖の期
限が五月三十一日でございます。五月
三十一日に一応出納を締め切りまし
て、その報告を各出先から本庁が受け
取って参るわけでありませぬ。従いま
してそれよりもなお、二カ月おくれま
せんと、県なり市町村なりの出納を締
め切った結果がどういふ姿になるかわ
かつて参らないわけでありませぬ。それ
をさらに全国の市町村のものを集めて
参るわけでございます。自然それより
もまだ若干おくれざるを得ない、こ
ういふ格好になるわけでございます。荒
い推計は今申し上げました時期より若
干早くすることは可能でございます。し
うけれども、夏にはわかつてしまつた
いうようなものに持つていくことには
非常な無理がある、こう思つており
ます。

○北條委員 私、それは生きた政治を

やつていくためには、やはり一日でも
早ければ早い方がいいわけでありま
す。ですから五月三十一日に出納を閉
鎖して、六月、七月二カ月間で地方の
やつができて上つて県に集計される。そ
うするとそれを中央に集めるのは八月
の初め、ですからせめて八月の末に
も出していただくという事は、この
席でお約束できませんか。

○奥野政府委員 できるだけ早くわか
らせるような努力をして参つておるわ
けでありますし、また御指摘になつて
いる点ももっともでございます。で
き得る限り努力して参りたいと思つて
おります。
○北條委員 それでは黒金政務次官に
はつきりと申し上げて、でき得る限り
お約束していただきたいのですが、
私、今ごろに三十二年の決算を見てい
るわけでは、だからさうでなしに、本
年は少くとも八月の末か九月の初めに
出してもらうように、それこそ早急に
一つやつていただきたい、こういうふ
うに思ふのですが、どうですか。
○黒金政府委員 どうも私もあまり自
信がないのでございませぬが、実は昨年
も非常に急がしてみたのであります。
みたのであります。やはり数の非常
に多いものを集めますような関係で、
なかなか簡単に参りませぬ、やはり
十月になつてしまつたのであります。
従いまして、できるだけ急がしてみま
すけれども、八月の末というのは、私
は今のところ少し無理じゃないかとい
う印象を持つております。ただしか
し、できるだけ早くまとまるようにい
たします。

○北條委員 それでは十月に提出して

いか。
○黒金政府委員 そのように御期待願
いたしたいと思います。

○北條委員 三十四年度の財政計画に
ついて前に御説明がございましたが、
ところで、この三十四年度の財政計画
で、地方自治体の行政水準を維持し発
展させるのだということがわざわざ書
いてある。それで私はお聞きしたいの
ですが、行政水準を維持し発展させる
のだというきわめてばく然たる言葉で
いわれておるが、この行政水準を
維持し発展させるという具体的な内
容、それについてはどういふふうにか
えておられるか。実は当初自治庁とし
てはここまで発展させようと考えた。
またここまで発展させようと考えた。
ところが、国の財政計画からいってど
うしてもここまで譲歩せざるを得な
かつたのだという点があるかと思ふの
であります。自治庁が自治庁としての
立場からこの行政水準の向上をはかる
という点はこの点にあつたか、こうい
う点について伺いたいと思ひます。
○奥野政府委員 自治庁として考へて
参りましたことも、結局は政府として
一体になつて政策を決定しておるわけ
でございますので、現在政府が考へて
おりましたことが即自治庁の考へて
おつたものだと、こういうふうにお
解いた方がいいと思ひます。
御承知のように国が道路整備五カ
年計画を作る、あるいは少し詰めた
消五カ年計を作る。これはいづれもど
ちらかといふと、地方に非常に大
きな問題になつておることでありま
す。従いまして、そういうふうな計画
によつてどの程度行政水準が引き上
げられていくかということが即今の御質

間にお答えすることになるのではないだろうか、こう思うのでございます。

道路で申し上げますと、三十三年度末の改良状況が三十四年度末でどうなるか、その数字は一級国道で五三・二%から五七・二%に改良済みの延長が伸びます。二級国道で三二・二%から三四%に伸びます。主要地方道が三七・二%から三八・二%に伸びて参るわけであり、舗装状況は、三十三年度末と三十四年度末とを比較して参りますと、一級国道で三八・五%から四四・四%に伸びます。二級国道で一五・五%から一七・八%に伸びます。主要地方道で一〇・六%から一一・六%に伸びるわけであり、

次に学校施設の点について申し上げますと、五カ年計画を三十四年度から進行させていくわけでございます、義務制の学校では、三十四年度に四十三万六千二百九十七坪の増改築を行う。それが補助事業分でございます、全体の一・九%を実施したい。単独事業分では十八万六千九百八十四坪を考へておるわけでありまして、やはり全体の一九・一%を実施したい、こういうふうにご考へておるわけであり、合計いたしますと六十二万三千二百八十一坪ということになっておるわけでございます。

次に、少し詰め教室を解消しようとしておるわけでございますけれども、その結果、学級編制及び標準教職員の定数関係係令が改正されまして、三十三年度から大体五年間くらいの間は補正し、定数まで適正化していきなさい、こういう考へ方があるわけであり、小学校の教室は、本来は五十人なんだけれども、三十三年度は六十人

まではやむを得ない。それを三十四年度は五十八人に引き下げますが、漸次引き下げまして五年間で五十人まで持っていこうとしております。中学校では、本来五十人でありましたが、三十三年度は五十五人まではやむを得ないといっておつたのであります。それを三十四年度はさらに五十四人に引き下げるわけでありまして、大体これも五年間で五十人まで持っていこうとしております。そういうような計算によりまして少し詰め教室が解消されるが、解消されるだけの教室は建てなければならぬわけでありまして、その坪数を先ほど申し上げたわけであり、同時にそれに代りて先生数もふやさなければならぬわけであり、ふやす先生数は、自然減を差引しましてもなお千七百八十八人前後、それが財政計画に載っている数字であります。その結果少し詰め教室の解消されますものが、小学校で千八百五十五、中学校で千五百五十三、合計いたしまして三千四百八十八、合計いたしまして三千四百八十八、同時に定数の充足分が小学校で二千四百八十三人、中学校で千二百八十人、こういうことになっておるわけでございます。

こういうような点が特に計数的に申し上げられます行政水準の引き上げの部類に属するもの、かように考へておるわけであり、

○北條委員 昨日の本会議において、橋本算委員長が地方財政の問題について触れまして、三十四年度においては財政計画に關して千八百億プラスになるんだということをかなり強調して言っておられました。私はよく内容がわからないんだが、千八百億というの

が、政府としてはこれだけふやしてやっただけだということに言っており、すけれども、そのうちで大部分が、国からそれだけの金が出ればそれに応じて当然地方も金を出さなければならぬ。いわゆる義務的経費といひますか、そういうことになってくるのではなにかと思つておるのですが、千八百億の中で地方が義務として負担しなければならぬ部分というのは一体どの程度あるか。

○奥野政府委員 国が取り上げている結果、地方団体が当然に相当の経費を継ぎ足していかなければならないという顕著なものは、やはり公共事業費だと思つておる。公共事業費の關係でふえ、その額が四百十三億でございます。それから生活保護費その他の普通補助でふえます金が百五億でございます。なお人事院勧告に伴います給与改訂、これもある意味においては、人事院が勧告をしたものではございまして、地方公務員も国家公務員に準じて給与を支給していくという建前から申しますと、半ば義務的なものになって参ります。この部分が百五十八億くらいです。

○北條委員 そこで、先ほど申しました、このことは四年に一べんの地方首長の改選の年に當るわけですから、従いまして、地方首長は、三十四年度の予算を編成して今議會を開いておるわけであり、昨日、昨日の都議會においていろいろ議論されておるわけに、今回の政府の方針ののつとつて、各都道府県の知事は選挙を目当てにきわめてずさんな、あるいは極端に、あるいは無責任な予算を作っておるのではないかと、こういうふうにご考へられるので

あります。これについて自治庁は、一体どういふふうな都道府県に対する指導方針を持つておるか、あるいはそういうふうな指導方針を地方と論議したことがあるかと思つておる。この点についてお話を承りたいと思つておる。

○奥野政府委員 毎年度予算編成時期になりますと、国の予算編成方針もきまるわけであり、国、地方、地方一体となつて政策を進め参りませんと、有効な結果を生み出すことが困難でございますので、自治庁から地方団体に対して、やはり予算編成方針を示して、特に地方選挙の年でもございまして、今御懸念になりましたようなことのないように特に注意をいたしたわけでございます。同時にまた三十四年度の地方財源の見通しにつきましても、このような形で税と交付税の増額を考へて予算を作るべきだといふ点についても、堅実な見方をしたと数字を示すというふうな態度をとつたわけでございます。多くの地方団体では、選挙の年でありまして、さしあたりむしろ骨格予算を組みたいというふうなところがかなり多いようでございます。

○北條委員 最後に一つだけ、こういうことを聞いていかどうかかわかりませんが、政府において税制調査会を作られるということであり、それが責任政治でありながらさういふ約束を、私は委員外から発言していただきたいと考へておるわけであり、今非常に大きな問題になっておるが、ガソリン税の問題に關連いたしまして、軽油引取税の問題があるわけであ

ります。もちろん政府としては、軽油引取税の問題を政府の既定方針通りやっっていくと思つておるわけであり、政府が、今朝の新聞で、自由党の幹事長が、政府及び与党はさきの公約をこつて完全に果せたのだといふことを言われておるのではありません。しかしながら、一体ガソリン税の問題については、昨年の一月の二十何日かと思つて、それがこれはむしろ青木国務大臣と論争した方がいふかと思つておる。あなたのお考えを聞きたいのであります。なるほど一応見た目は、政府与党は国民に対する公約を全部果したと強弁することができると思つておる。ところが昨年の一月十日か、当時の自民党の政務調査会長の福田赳夫君は、ガソリン税の引き上げは絶対やらぬ、同時にまた軽油引取税の増税もやらないといふことを決定いたしました、しかもその決定した決議案をわれわれに示しておる。こういうことになると、自民党及び政府は公約といふものと同時にまた内約——党内の約束です。私に言わせれば、公約であろうと内約であろうと、一雨の政界が、しかも大政党が、政権を握つておるところの政界が、こつてやるんだといふことをきめてそれを公表したからには、それをあくまでも堅持してやる、これが責任政治だと考へる。ところが、責任政治でありながらさういふ約束は全部捨ててしまつて、一べんに軽油引取税を五割も引き上げるといふことは、地方の生業、文化に非常に大きな影響を与えることは当然であります。こういうことをやっつてはいかぬと思

つておる。これは、政府が責任政治をやるべきだといふ約束を、責任政治でありながらさういふ約束は全部捨ててしまつて、一べんに軽油引取税を五割も引き上げるといふことは、地方の生業、文化に非常に大きな影響を与えることは当然であります。こういうことをやっつてはいかぬと思

う。ことに自民党がいうように景気が
よくやくな底景気からはい上って
これから伸びようというときなんて
す。そういうときに、減税をすること
はいいのでありますが、片方で軽油引
取税を大幅に五割も引き上げるとい
うようなことは、一体どうしてそうい
ふように公約違反をやるのか。しかも
しゃあしやあととして、きょうの新聞で
は、公約を全部実行しているんだとい
うに至っては、もはや批判する言葉が
ないのであります。このことについ
て、ガソリン税の引き上げをしないん
だといった政調会の決議のことにつ
いて、黒金政務次官は御存じかどうか
お聞きしたい。従って、軽油引取税の
問題については税制小委員会におい
て私は発言することにしたんですが、今
の点だけを一つお聞きして、私のきよ
うの質問を終わりたいと思ひます。

○黒金政務委員 私、不勉強のためか
もしれませんが、昨年一月に政務調査
会長がどういふ声明をしたか存じて
おりません。ただ、この予算に關して
公約を実現したとかりに申し上げると
しますれば、それは党議として決定し
た公約を今度の予算に盛り込んだとい
う意味だろうと思ひます。昨年一月
とあるから、ちよつと御答弁
いたしおねがひいたします。

○北條委員 それは政務調査会長が単
独で公約したのでなしに、政務調査会
内における決議なんです。ですから御
存じなければやむを得ませんが、それ
ならば一つあなたは党にお帰りにな
って調べていただいて、この次の税制小
委員会において、なるほどこういうこ
とがあったんだということだけは、

はつきりして下さい。そうしなければ
私どもは責任政治を進めていくわけに
はいかないと思ひます。知らぬこと
はやむを得ませんが、知らぬからと
いつてはっておかれては困る。税制小
委員会まで一つ調べて、真相を明ら
かにしていただきたいと思ひます。

○阪上委員 私は、地方税と国税との
關係について御質問いたしたいと思
ひます。
あなたの方からいただいております
資料によりますと、国税と地方税の割
合は、ここ数年前までは国税が六、地
方税が四というような割合が大体ずつ
と続けられてきております。それが昭
和三十一年度あたりからだんだんと比
率が変わってきております。それと同
時に、租税における地方と国の實際使用
しておる割合というものは、これまで
今のものとは逆に見受けられる。こ
ういふようにこの表で見受けられるの
です。昭和三十三年の例をとりました
ても、御案内のように、實際に使用し
ておる地方の使用分というものは六
三〇%になっておる。こういうような割
合を考へて参りますと、實際地方に
はそれだけのやらなければならぬ仕事
があるから、当然それだけの財政とい
うものが裏づけされなければならぬと
いうことをこれは明らかに物語ってお
ると思ひます。この六三〇%の中には税
の割合のほか、御案内のように補助
金、負担金の分とか、あるいは交付税
の分とかが含まれておる。そのほか
に直轄事業の差引の面が入っておると思
ひます。こういった現実に地方自治体
がやる仕事の分量並びにそれに対応し
た財政措置というものが少くとも最低

六三〇%以上になっておるといふことが
考えられる。しかしながら、それが税
の配分ではそういうふうにはつきり現
われてこない。こういうふうな変則の
状態というものがだんだんと広がって
きておりますので、その結果、国全体
をながめてみました場合に、こういう
たいき方をいたしております。何か
行政全体が大きく二重行政をやってお
るような感じが非常に強いのでありま
す。このことは府県と市町村との關係
においても同じことがいえるような状
態になっております。これは大きく考
えて参りますならば、非常に大きな行
政のむだであるといふふうにも考えら
れないことはないと思ひます。ありま
す。こういうことが将来このような
状態が続けられていくということにな
りますと、これは大へんな問題じゃな
いかと私は思ひます。地方自
治体のその行政区域内で起つておるこ
とへのその問題、それを発生的にきわ
めて端的に取り上げていって、そうし
てそれに対する財政措置をやっていく
ということになりますれば、こういう
問題は起つてこない、こういうふう
には見えます。

そこで一つこの際お伺ひいたしたい
のは、国と地方との財源の適正な配分
のことは、国と地方との比率が現段
階においても考えられるか、こういう
ことについて一つ奥野局長からでもお
伺ひしたいと思ひます。
○奥野政府委員 御指摘になりました
ように、国民の総租税負担が国民所得
に對しては二〇・三か四では
なかつたかと思ひます。そのうち地方
団体が自分の手で徴収して参りますも
のが三〇%、国が日本専売公社等も含

めて自分の手で徴収して参りますもの
が七〇%。しかし、地方譲与税、地方
交付税というふうな形で地方団体に参
ります金が一六%でなかつたかと思
ひます。それから国庫補助負担金が一
八%くらいであります。全体を合せば
して地方自治の手に入つて参りますも
のが六四%。地方自治といふものを極
端に考へて参りますならば、六四%分
は地方団体が自分の手で徴収すべき
じゃないか、こういうことになるかも
しれません。しかし、できる限り国民
の租税負担を有効に配分するという考
え方に立つて参りますと、全額地方交
付税で埋めていけばよろしいじゃない
か、こういうことも議論できるかもし
れません。あるいはまた国の施策を徹
底して行いますためには、ひもつきの
国庫補助負担金を多額に出せばよろし
いじゃないか、こういうことにもなつ
てくるかもしれません。しかし、そう
いうことは、財源を与えなくてもよろ
しいところまで財源を与えることに
なりまして、国の施策は徹底しな
うけれども、国民負担を有効に使つて
いくという点については相当なマイナ
スになって参ると思ひます。ございま
す。一面には、地方自治の立場を考へ
なければなりませんし、他面には、国
の施策の徹底といふことを考へなけれ
ばなりませんし、さらにあわせまして
国民負担を有効に配分していき、でき
る限り少い国民の負担で適切に事業分
量を確保していくということについて
も配慮をめぐらさなければならぬと思
ひます。そういうことが、先ほど私
が言つておるんだと思ひます。将来
どこに重点を置いてものを考へていく

か。多少地方自治の精神を無視しても
国民負担を下げるのだという見地で考
えていくということになりますなら
ば、独立税のウエートが下つて参りま
しょう。さらにまた、むしろ自治運営
ということに重点を考へていくのだと
いうことになり参りますならば、国庫補助
金をできるだけ少くしまして、それを
交付税に振りかへるなり、さらにでき
ますならば独立税に振りかへるなり
措置をとらなければならぬじゃない
か、こういうふうに思われるわけでござ
います。従ひまして、どういふ角度
でものを考へていくかによつてこのウ
エートの置き方が動いていくというこ
とになるのじゃないか、こう思
うわけでござります。地方自治を重視す
る者につきましても、むしろ独立税の
ウエートを高めた方がいい、こういう
気が強くあるわけでござります。ま
た国庫財政に關係する人たちにござ
りまして、むしろ独立税を譲与税なり交
付税なりあるいは補助金に振りかへて
でも国の施策の徹底をはかりたいとい
う気持になつてくるのも、またさうい
う立場があるからだと、こう思つて
おるわけでござります。

○阪上委員 今の御答弁の中で、交付
税及び譲与税等、調整財源的な役割を
果たしているものについてはお説の通り
だと私思ひます。が、後段御答弁があ
りましたように、補助金、負担金等の
問題、あるいは国の直轄事業に對する
府県等の負担、こういうものについて
はやはり思い切つて整理していく必要
があるのじゃないかと私は思ひます。
言つた二重行政的な傾向を持つた欠陥
であり、そのことによつてまたかなり

多くの国民負担となるべきだが出てきているのじゃないか、こういうことを私申し上げてみたいのであります。この点につきましては、答弁の方が先にいってしまつたので、質問があとからということになるのでありますけれども、そういったものも含めて交付税の中に繰り込んでしまふというふうな行き方をこの際思い切つてとる必要があるのじゃないか。こういった補助金、負担金につながる問題は、過般問題になつておりました、最近ことに顕著に現れておりますところの、自治体におけるいろいろな不正な行為にもつながつていくのじゃないかというふうには私は疑いを持っておりません。でありますので、そういったことについて、もういつまでものんびりだらりとこのままの状態を放置しないで、思い切つてそういった税に振りかえ、交付税等に振りかえていく措置を自治庁としてはとられるべきじゃないかと私は思うのであります。この点についてはさらに政務次官から所見をお伺いいたしておきます。

○黒金政府委員 一番の根本は、地方の事務と国の事務の分担の問題ではないかと思つて、地方制度調査会その他の御意見も伺ひまして、だんだんに改善はいたしておりますけれども、しかしまだ御指摘のような点が多分に残つておるかと思つて、この点については十分な検討を遂げて参りたい。また先ほどお話が出ましたそれに対する財源の問題でもござりますが、御承知の通りに、やはり税収の一番の基本は所得課税に今重点を置いておられます。所得税なり法人税なりあるいは税の大きな収入源である酒の税金、こう

いうものを加えて見て参ります際に、非常に地方的な偏在がござります。私どもの記憶で誤まりがなければ、十一、二の国税局がござりますが、東京、大阪、名古屋だけで約三分の二の税収を占めておる。こういうような事態にござりますので、やはり独立財源を与えようといつたしましてもなかなかさううまく参りません。今、どちらかと申せば理論的に割り切れない妥協案をとつておるようにお見受けになるかもしませんが、やはりある程度の独立税に加えて、国からの交付税、譲与税というもので補完をしていくという方向をもう少し合理的に改善をはかつていく。こんな方向をたどつていくのじゃないか、こんなふうな考へております。

○阪上委員 そういつた御答弁になるだろうと私は予期しておりましたけれども、一体どうなつてございましょうか、行政事務の再配分ないし地方制度の問題、こういうものが解決されなければ、いつまでたつても現行のこういう地方税法なりあるいは財政計画なりで進められていく、一体いつ結論が出るかというところだと思つて、今までの地方制度調査会の経緯をながめて見ましても、これが具体的に盛り上げて、実際に改正を加えていくというところになるまでの間、相当の日月を要するのじゃないかと思つて、この場合、いつもこういった問題について、逃げ口上という語弊がござりますが、何かこういう行政事務の再配分なり、あるいは地方税なり、あるいは三、四府県の統合なりという一つの制度が成り立たない限りは、それに対しては財政措置を具体的につけることができないので、現行のままでやつてい

くというようなことをよく言われるのであります。こういった状態をいつまでも放置しておくことは適当じゃないだろう、私は重ねて申し上げたいのです。そこで現行の制度のまま、現実に租税のうち六三〇というものは地方で使つておるのです。これが譲与税の形なり、交付税の形なり、特に交付税の格好においては積み重ねる方式などはとられておりませんから、従つて六三〇というものは実際に地方に必要なところのあらゆる行政経費としての最低のものじゃないかというふうにもわれわれ考えられるのです。さうして押えておられますので、地方ではいろいろと自己財源を獲得したいために、まことに遺憾なことでありまして、けれども、過般来具体的にああいう問題が出てきておる。でありますので、私はこの際自治庁として、あるいは政府府として、現行の状態のまま、事務配分のままで、一つ思い切つた国税と地方税との再配分をやるというふうな考へて進めていただくことが必要であらうと思つて、しつこいようです

が、もう一度この点についてお伺いしたい。

○黒金政府委員 私は先ほど申し上げましたように、非常に財源関係が偏在をいたしておりますので、今かりに国税の大宗である所得税なり、あるいは法人税なり、酒税なりを地方税の方に持つて参りましても、非常な不均衡ができてくる。やはり今のような建前を基本にいたしまして、交付税なり、譲与税なり、そういう補完的なもので設備、施設の改善をやつていく。決して現状をこのままいとは思つておりませんけれども、しかし、やはり今大規模

模激変をすることはなかなか困難じゃないか。やはり現状に即しまして漸次に改善をはかつていくのがいいのじゃないか、今提案申し上げております地方交付税法の改正におきましても、これで十分とおぼしめすかもしれませんが、しかし今まではこれでもよほど改善をはかつておるのであります。さういふふうな逐次改善をはかつていく、あまり激変は避けるべきじゃないか、かように考へております。

○阪上委員 おっしゃる意味はわからぬでもありませんが、激変を避けるという考へ方のもとに小手先、小細工の税制改正を続けておるといふことは、税制全般から見ると大きな欠陥をもちたつたところはないかというふうにも考へられないことではないと思つて、さういふ意味で、私はこれは希望としてこの機会に申し上げておきます。もうひとつ思ひ切つて全体をにらんだ国と地方との配分の問題を、一つ現段階においてお考へいただくことが必要ではないかと思つて、そこで先ほど奥野さんに私申し上げたのですが、これは私自身もよくわからないのですが、これは私自身もよくわからないのですが、一体諸外国でこの割合といふものはどうなつておるか。いろいろ困情により政体によって違つてくると思うのですが、諸外国でこのういつた地方と国との配分、これは直ちに参考になるとはいえませんが、けれども、一つのめどを置くことはできると思つておるのですが、どのくらいになつておりますか。例がありましたら一つお示しを願ひたい。

○奥野政府委員 御承知のように、事務配分が国によって非常に違つております。同時にまた国によりまして歳出

の内容にも非常な違いがござります。従ひまして、たとえばアメリカ合衆国をとつて考えますと、国の軍事的な経費が非常に大きな割合を占めておりますので、地方の方のウェイトがうんと下つております。反面、また西独をとりますと、聯邦組織で、邦が所得税や法人税を徴収して、国へ逆に納付するといふやり方をとつておられますので、地方税のウェイトが非常に高いわけがござります。たださういふ意味で、国と地方とがどちらで徴収したにしても、財源をどう使つていくかというふうなことで考へて参りますと、日本は六四〇も使つておるわけがございまして、ちよつと珍しい例だ、こう思つておるわけでありまして。

○中井(徳)委員 ちよつと今に關連してお尋ねたいのであります。政府は税制の問題について大改正をするために委員会をお作りになるというふうなことが新聞に出ておりました。三十四年度の予算の編成を終りましてからさういふ声明を出して、さういふ私は記憶しておりますが、その税制大改正の委員会のようなものをお作りになるのですか、どうですか、それを伺ひたい。

○黒金政府委員 今別途お願ひしておりますが、政府に調査会を設けたら、今御指摘になりました国と地方との關係、租税体系の双方を通じました問題、また国税の中におきましては、間接税、消費税と流通課税との關係、あるいは直接税の中での企業課税と申しましうか、こんなような問題を主として取り上げたい、このように考へておりますので、今後三年間の期間の

うちに根本的な調査を行なって参りたい、かように考えております。

○中井(徳)委員 その法案は、今大蔵委員会ですか、どこですか。

○黒金政府委員 内閣委員会でございます。

○中井(徳)委員 今、阪上委員からの質問で私は強く打たれました。ここ十数年来地方財政権という事で今日に至った。また何といましても、国の財政と地方の財政との比較において、地方が非常に窮屈であるという事は今や定説になっているわけであり、そのことについては九千万全国民が否定しないという段階にきておるわけであり、そういうことになって数年、現実にはなかなか行われぬ。ただ単にこれは地方行政委員会のエゴイステイックな意見ではないのでありまして、全国民の意見だと私は思います。それが実際に行われておりませんが、それを実行して、私もはなはだ微力ではありますが、努力をいたしました。でもなかなかうまく参らない。これはどういふことなんでしょうか。やはり力関係なんですか。そこでそういうふうな税制について大変革があるというときに際して、自治庁としてはどういふ決心をしておられるのか。戦前の日本の、まだ地方分権といわれて知事が官選の時代のあの予算においてさえ、たしか昭和六年から八年にかけては、国の予算を一〇〇とすると地方の予算においては二五であつた。去年は国の予算と地方財政計画を比較いたしますと、地方財政計画の方が少し出たという事でありましたが、ことしはまた逆になっておる。そういう比較は、さつき事務配分のお話

もいろいろあつたが、阪上委員の御意見の中で私は傾聴すべきものがあると思う。従つて、あまり台所がつかつかから町村を合併したら少し浮きはせんかというので、あのときはたしか四百億という計算であります。当時の小林行政局長ですか、四百億浮かしますと言つておつたが、実際はあまり減らなかつた。また府県の問題にいたしましても、道州制の問題、こういうことについて私も地方制度調査会の委員の一人といつたしていろいろ議論をいたしました。われわれの主張としては、そういうことのないように事務の配分ができないか、財源の配分ができないかということをお願いしました。しかし答申といつたしまして、一応地方制度ですが、道州制というものが答申されてい

ますが、それが強力で推進するかとはいへば、これは現実にはできないです。秋田市から県庁をとれ、青森市から県庁をとつて、北海道の鉄道はトンネルでやつちやえというふうな事になりまして、青森市はどこかへ行つてしまふ。大へんな問題だといふので、現実の問題としてそれはなかなか今のような岸内閣ではできない。こういうことになりまして、理屈はあつても、これからやります。現状においてどうするかというこの一点にしばつて政府として真剣に考えてもらいたい。現状はどうだ、国家事務は国がやるんだなんて言つたつて、大体何が国家事務か。国道は国家事務であつて県道は府県の事務だ、そんなばかなことではないのです。国家事務と地方事務といつたつて区別はできないのです。そこで議論はいろいろあろうけれども、現状においてどうするかとい

うことを、私もどうしても真剣にこの際考えてもらいたいと思ふのだが、その政府の今度やろうという税制の調査ですか、その内容についてはつまびらかにしませんけれども、どういふ構想で、そして地方税関係のものはどういふ形で入つていくのか、これを参

考までに何つておきたいと思ふ。○金丸政府委員 たいま政務次官から申し上げましたように、また昨年度方制度調査会並びに税制懇談会の答申や意見等に出ておりましたように、先ほど阪上委員、中井委員からの御質問の中にも述べられておりました通り、やはり現在の国税と地方税を通じて相対的に考え直すべき段階に来ておるのではないかと、こういうことから調査会を設置することになつたわけでございます。私も基本的にはできるだけ地方の自主財源をふやす、こういう方向で研究を進めたい、かように考えております。これは地方自治の立場だけでなく、先ほど分析してお述べになりました通り、実際に地方に行なつておる事務——それを金額の面から申しまして国と地方の現実的な支出から見ると、歳入と歳出の関係では逆になつておるわけでございます。従いまして、できるだけ地方の自主的な財源を伸ばすという見地で国税と地方税の配分を考えて参りたい、かように考えておる次第でございます。ただその基本となる事務の配分でございますけれども、今回設けようとしておるのは税制調査会でございますから、ここで事務の配分まで立ち入るわけには参らないかと思ふ。これは別途研究をして参りたい、かように考えておる次第で

ございます。なお、財政税制の問題と行政の問題とは不可分でございますので、そういう問題については地方制度調査会においても御審議をいただきまして、もう少し安定した税、今後の地方の事務のあり方に伴ひまして、できるだけ弾力性や伸張性もあり、かつまた自治団体に普遍的な税源を地方の方に持つていくようにいたしたい、かように考えておる次第でございます。ただ、直接税と間接税の問題にいたしましても、また企業課税一つをとつてみましても、法人税から地方では法人事業税、あるいは償却資産等にまで関連をいたしました。これは相当大がかりと申しましようか、腰を据えて取りか

からなければならぬ問題でございます。私どももいたしまして、できるだけ基本的な考え方を固めつつ、おそらく今年じゅうに結論が出るというわけには参らないかと思ふ。それだけに、将来のことを考えて、できるだけ毎年々々いじらないで済むような安定した地方税制を持つていくようにいたしたい、かように考えておる次第でございます。

の辺のところを伺いたい。

○委員長退席、顧問委員代理着席

○金丸政府委員 調査会は内閣の所管でございます。国税は大蔵省、地方税は私どもの方で、お互いに一緒にやつていくことになつておるわけでございます。ただ基本的な方向を私は申し上げたのでございますが、企業課税にいたしましても、これを具体的にどういふふうにするか、そういう具体的な点はまだきまつておりません。今後十分に研究をしていこうという事になつておる次第でございます。

○中井(徳)委員 先ほどから私伺つていて、確かに東京、大阪、名古屋等に税源が偏在しているのは、こういうふうな政府でありますし、こういうふうな産業振興のやり方でありまして、そういうものが当然であります。ただ所得税というふうなもの、それから消費税の酒とかたばこかというものについては、偏在というても相当その間に隔たりがある。実際酒やたばこも最近——さつき黒金政務次官が言われたごとく大都市に偏重しておるのだから、人口比率との工合などについてはどんなものですか。たとえば東京は八百万、鹿児島が二百万とするならば、酒の税金が鹿児島が東京の四分の一というならば比例していただけます。しかし十六分の一というならば約半額ということですが、そういう程度についてちよつと参考までに私は何つておきたい。

○黒金政府委員 酒は国税の方でございますので今すぐ資料はないかと思ふますが、酒はどちらかと申しますとこれは庫出でかけております製造場課税でありますから、必ずしも消費地とす

ぐに連絡はございません。たばこの方につぎましてはこちらの所管でございますから、数字をもって御説明申し上げます。

○大村説明員 ただいまの御質問のたばこ消費税の府県別の状況でございますが、かりに東京都の例について申し上げますと、人口の千分比におきましては、昭和三十一年度において全国を一〇〇とした場合に東京は九一でございます。これに対しましてたばこ消費税の収入の状況は、これも同じく三十一年度でございますが一四七と相なっております。それを同様に比較しまして、かりに鹿児島県の例を見ますと、人口では二三、たばこ消費税の収入額におきましては一五、そういう状況に相なっております。

○中井(徳)委員 それでは相当の開きはありますけれども、所得税や何かの比率と比較してみますと、そう大したことがないということがいえるかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○黒金政府委員 所得課税——所得税、法人税ほどの開きはないように存じます。

○阪上委員 先ほど奥野さんの答弁によりまして、諸外国の例が国体、政体等が違ふので必ずしも基準にならぬ、これはごもっともだと思います。私は、前回二回目に西ドイツの方へ参りまして、ちょっと興味があったもので、すから税の関係を調べてきたのですが、率直に言うて向うは消費税は全部国税に回してしまつておる。こういうきわめて端的なはつきりしたものであります。わが国では、あなたの方から出ておる資料によりまして、直接税と

間接税との割合が、現在では五八・四と三八・二くらいになっておる。そのほかに三・四くらいのもがあるというところなのですが、何かこういったものを、はつきりしたもので地方税制を改正していくというふうなものを考え方が必要でなからうかと私は思うので、先ほど小出しにちよびちよびいじると、こういう結果が出るということをおし上げましたが、今回の改正によりまして、たとえば固定資産税の税率の引き下げ、こういうような問題などがやっぱり考えられておるのであります。地方税としては非常に伸びのあり、一番有力な税財源じゃないかと私は思うのですけれども、そういういた他

のいかなるものよりも伸びがあるもの、しかも自治庁としては、将来でできる限り独立財源によって地方財政を安定していくというところを考へておる段階において、やはりこういふことも果小出しにさわられる関係上、その結果伸びのあるものが非常に伸び悩んでしまうというふうな状態に置かれておるといふことも、私は一つの例じゃないかと思つておる。この場合、何か小出しにさわらないで、もっと思い切つてやつていく。税からいふと、直接税と間接税あたりをばつと割つてしまつて、一つは国税で一つは地方税、こういうふうな方向に持つていくというふうなことも私は考えられるのじゃないかと思つておる。そんな考え方というものは少し無理があるのじゃないか、一つ伺つておきたいと思つておる。

○奥野政府委員 どちらかといふと、従来から直接税は地方税がよろしいという考え方をとつておるわけでありまして、特に戦前におきまして間接税

が地方税の中に占める割合は全く微々たるものでありまして、数%あるなしの問題でございますが、戦後地方財源を非常に多量に必要とするようになってきたといふこともございまして、たしか現在は地方税総額の中で間接税が二十数%を占めるようになっておると思つておる。地方自治ということに非常に厳格に考へて参りますと、身近に直接に負担を感じて金を出しても、非常に関心を持ってもらひながら、みんなが知恵をしぼり合つて自治を推進していくのだ、こういう態勢を期待したい。これが従来からの考え方であつたと思つておる。しかし、それだけでは普遍的に財源が得られませんとする事情と、いま一つは、直接税のウェイトがかなり高いものであるから、どちらかといふと、地方財源をふやします場合に、間接税に財源を求めていくというふうな姿になつて参つた結果が、現在のようになつておるのだ、かように考へておるわけでございます。

〔續編委員長代理退席 委員長着席〕

この事実をどうしていかかというところが一つの問題でございます。けれども、必ずしも全部直接税を地方税に持つていかなければならぬという考え方をする必要もないのじゃないか、こう思つておるわけでございます。

○阪上委員 非常にくだいようですが、私はこれが非常に小刻みにさわられていくことについて、実はかんにさわつておるのです。こんなことをいつまでもやつておつてはほんとうにたまたまのものではない、こういう感じが

強いのです。そこでこういう考え方が続けられていくことになりまして、先刻も申しましたように、一つはやはり二重行政の弊が出てくる。吸い上げ分配方式といふますが、そんなものをやつておるとロスが出てくるというところが考へられるところへ与えてやれば直接に発生したところへ与えてやればいいものを、一たん中央に取り上げてきて、またそこに戻していく。ちょうど水道のパイプを延長するようなものだと思つておる。確かに行政的なむだが出てくる、こういうことが一つ考へられます。

それからもう一つは、補助金、負担金制度より生じて参りますところの最近のもの、実にみにくい陳情状態、陳情経費といふはそれに伴うところの増高だ。あるいはそれに伴うところの不正等がなきにしもあらず。また不公平分配というふうなことも考へられると私は思つておる。率直にいつて、不公平分配があるかと私は思つておる。こういふことを考へて参りますと、これなどもやはり少し考へを改めていかなければいけないのじゃないか。

もう一つ大事なことは、こういう行き方でも——譲与税なり、交付税はやむを得ませんけれども、そういうものが財政的にはやはり中央集権的な権力に肩がわりしていつて、そのことによつて地方自治が侵害されていくという結果は必ず起つてくるだろう。こういう結果も十二分に警戒しなければならぬと思つておる。そのほかに税外負担、これがこういう行き方をやつておると、かなり増高するのではないか、こういうふうに思つておる。

りした税財源を持つて仕事をやつておられますれば、そういうことはないのではありませんけれども、できるだけ大に評価されて、税金なども財政収入の面においてはおなじみになりまして、勢い地方自治体としては、その欠陥を自分の財政に適合せしめるために、必ずそこに望んでおられないところの税外負担というものに期待をかけていく。そしてそれがだんだん増高していくというふうな結果になることは火を見るよりも明らかであります。こういふ点も十二分に考へなければならぬと思つておる。また自己財源確保のための、先ほど言いましたような工場誘致に伴う、あるいは住宅誘致に伴うところのいろいろ不正流用というふうなものが出てくるのではないかと。最近地方自治体における非常に残念な現象、あれにありまして、それ以外にやはり考へなければならぬ大きな原因をなしているのは、こういふ財源の国と地方との配分を誤まつておるために、ああいった問題が自然発生的にやむを得ず出てくる面も見がちなものではない。かように考へるわけでありまして、この点につきまして、政府の方では、いや、お前はそう言うけれども、そういうふうには考へられないというところでございます。一つ御答弁を承りたい、かように存じます。

○黒金政府委員 ただいま御意見を拝聴いたしました。確かにそういう弊害も多いかと存じます。ただ先ほど来申し上げておりましたように、地方団体の中にも財源の關係いろいろございま

て、たとえは今おっしゃったような直接税は国に持って行く、あるいは片方の方に他の税収をまとめてしまう、なかなかそう簡単に割り切るわけにはいかないと思ひます。私は率直に申し上げませんけれども、やはりある程度なれんでおきます制度を、そう急に根本的に改正して激変をさせることがいいか悪いか、こういう点も私は非常に疑義を感じている一人でございます。従いまして、今おっしゃる点、ごもつともな点も非常に多いのでありますが、そういう方向に向いまして漸進的に改善をしていくべきではないか、こんな考えを私はとっておるわけでありませぬ。

○阪上委員 次におきたいと思ひます。現在では、たしか税制懇談会というものがあつて、それから地方制度調査会の中に税関係部門があると思ひます。あの税制懇談会というのは、一体自治庁とはどういふ関係にあるのございませぬか、ちよつと伺つておきたいと思ひます。

○金丸政府委員 税制懇談会は、昨年十二月の初めにいわゆる意見が総理大臣に提出されて、それで任務を終了いたしましたわけでございます。このときには内閣で庶務を扱うことになりました、先ほど申しました税制調査会と同じように、国税の関係では実質上の庶務を大蔵省が行ひ、地方税の関係では実質上の庶務は自治庁が行ひ、こういう関係にございませぬ。

○阪上委員 そうすると、地方税に關しては、地方制度調査会の方を自治庁として優位に取り扱う、こういうこと

となるのですか。

○金丸政府委員 優位と申しませぬ。地方制度調査会は法律上の恒久的な諮問機関でございます。税制懇談会はそのようなものではなかつたわけでありませぬが、税制懇談会の方は税だけを取り扱つて、地方制度調査会の方は財政全般からそれを検討するといふ機関の違ひがございませぬので、優先というふうなことはどういふふうに申し上げたらよろしいかとございませぬ。

○阪上委員 次に、今回の改正で税法関係との関連があるのございませぬが、まず伺つておきたいのは、昭和三十三年度の当初の見込み額でありませぬけれども、これと自然増とを見込みましたところのその後の額とがあまりに大きな見込み違いになつておるのです。地方財政計画では決算との間に見込み違いが出てくることはもちろん当然でございませぬけれども、いろいろな要素が重なつておられますが、この税の場合に、これだけ見込み違いがあつてしかるべきものかどうかと。しかも当初においては、昨年度税制改正も含まれて計算されたものと私は思ふので、すくなくとも、何か私どもの考え方は間違つておるのでしょうか、一つ伺つておきたいと思ひます。

○金丸政府委員 昭和三十三年度におきましては、当初の見込みと三十三年度内府県税、市町村税を通じましてな内徴収し得るであろうという金額との開きが約百億でございます。すなわち当初と年度内徴収の見込みの額が百億でございます。数年前には、実際の

当初の見込みと、いわゆる神武景氣の際にはたしか五百数十億の違いがあつたろうかと思ふのございませぬ。できただけでございませぬ、ことがよろしいわけでございますけれども、やはり税の見込みを立てますのは、御承知のようにその前年度でございませぬ。

○阪上委員 もう一つ最後に伺つておきますが、ここにありませぬ固定資産税の制限税率の引き下げによる減税額の六億、それから法定外普通税としてのこの三億程度の減収の見込み、それから先ほど言ひました税外負担、この三つを今後どういふふうに扱つていくのか、これは財政計画的なものですか、奥野さんから伺ひたいと思ひます。

○奥野政府委員 税外負担の種類はいろいろあるかと思ひます。特に割当寄附金のようなものは、国民の負担の合理化をはばむものでありますので、できるだけ避けていきたいと思ひます。先ほど御質問を伺つておいて、特に私も感じましたこととございませぬけれども、やはり地方財政を考えます場合に非常に大切な問題は、一つは国費と府県費と市町村費の負担をばきりさせて、きめられたものを正確に守つていく、そして財政秩序に筋金を通す、それが非常に大切なことだと思ひます。国費で申しますと、超過負担の予想されるような金の出し方をしてもらいたくない。府県費について申しますと、本来府県が全額背負い込まなければならぬものを市町村に市町村が本来税収でまかなうものを、割当寄附金を住民に押しつけていくことは避けてもらひたい。そして国民の負担をほんとうに合理的にし、また財政負担も必然的に合理的なものにしていくことが必要なことではなからうかと思つておられます。それにあわせまして、できるだけ府県や市町村に責任を持たせるような方向において、国も財政を考えたいと思ひたい、また府県も市町村もその気持で財政を運営していくことが大切なことではなからうか、こういうふうな考えでございませぬ。

○金丸政府委員 固定資産税の制限税率の引き下げに伴います約六億の減収は、明年度におきましては起債によつて措置をいたしまして、三十五年度以降におきまして、その元利償還に要します費用を国から交付するようになつてほしいと思ひます。三十五年度以降につきましては、私どもはできるだけもつと本質に近いと思ひますけれども、そういう措置でいたしたいと思ひます。法定外普通税の整理約三億を期待をいたしておるわけでございますが、これは総合的な府県、市町村の財政の増強をはかることによりまして、できるだけそのような負担を住民が負担いたさないで済むような地方財政計画並びに府県や市町村の財政の運営によつて実現をして参りたい、かように考えている次第でございませぬ。

○鈴木委員 地方税三法に關する残余の総括的質疑は、明日以降の委員会においてこれを行うことといたします。

○鈴木委員 此の際お諮りいたします。理事会の申し合せによりまして、

○阪上委員 三百八十四億ほど伸びておるようになつておるのございませぬのですか。

○金丸政府委員 私、ただいま申し上げましたのは、御質問が三十三年度との関係のように受け取りましたので、三十三年度の地方税の見積りの金額と

当初の見込みと、いわゆる神武景氣の際にはたしか五百数十億の違いがあつたろうかと思ふのございませぬ。できただけでございませぬ、ことがよろしいわけでございますけれども、やはり税の見込みを立てますのは、御承知のようにその前年度でございませぬ。

○阪上委員 もう一つ最後に伺つておきますが、ここにありませぬ固定資産税の制限税率の引き下げによる減税額の六億、それから法定外普通税としてのこの三億程度の減収の見込み、それから先ほど言ひました税外負担、この三つを今後どういふふうに扱つていくのか、これは財政計画的なものですか、奥野さんから伺ひたいと思ひます。

○奥野政府委員 税外負担の種類はいろいろあるかと思ひます。特に割当寄附金のようなものは、国民の負担の合理化をはばむものでありますので、できるだけ避けていきたいと思ひます。先ほど御質問を伺つておいて、特に私も感じましたこととございませぬけれども、やはり地方財政を考えます場合に非常に大切な問題は、一つは国費と府県費と市町村費の負担をばきりさせて、きめられたものを正確に守つていく、そして財政秩序に筋金を通す、それが非常に大切なことだと思ひます。国費で申しますと、超過負担の予想されるような金の出し方をしてもらいたくない。府県費について申しますと、本来府県が全額背負い込まなければならぬものを市町村に市町村が本来税収でまかなうものを、割当寄附金を住民に押しつけていくことは避けてもらひたい。そして国民の負担をほんとうに合理的にし、また財政負担も必然的に合理的なものにしていくことが必要なことではなからうかと思つておられます。それにあわせまして、できるだけ府県や市町村に責任を持たせるような方向において、国も財政を考えたいと思ひたい、また府県も市町村もその気持で財政を運営していくことが大切なことではなからうか、こういうふうな考えでございませぬ。

○金丸政府委員 固定資産税の制限税率の引き下げに伴います約六億の減収は、明年度におきましては起債によつて措置をいたしまして、三十五年度以降におきまして、その元利償還に要します費用を国から交付するようになつてほしいと思ひます。三十五年度以降につきましては、私どもはできるだけもつと本質に近いと思ひますけれども、そういう措置でいたしたいと思ひます。法定外普通税の整理約三億を期待をいたしておるわけでございますが、これは総合的な府県、市町村の財政の増強をはかることによりまして、できるだけそのような負担を住民が負担いたさないで済むような地方財政計画並びに府県や市町村の財政の運営によつて実現をして参りたい、かように考えている次第でございませぬ。

○鈴木委員 地方税三法に關する残余の総括的質疑は、明日以降の委員会においてこれを行うことといたします。

○鈴木委員 此の際お諮りいたします。理事会の申し合せによりまして、

目下審査中の地方税関係三法律案の審査のため、本委員会に小委員十一名よりなる地方税法等改正に関する小委員会を設置することとし、その小委員及び小委員長の選任につきましては、先例によりまして委員長の指名に御一任を願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

それでは小委員に

- 天野 光晴君 亀山 孝一君
- 額 綱 彌三君 津島 文治君
- 渡海元三郎君 丹羽喬四郎君
- 吉田 重延君 佐野 憲治君
- 阪上安太郎君 中井徳次郎君
- 安井 吉典君

を指名いたします。

また小委員長には渡海元三郎君を指名いたします。

なお、ただいま指名いたしました小委員長及び小委員につきまして、委員の異動等に伴いその補欠選任を行う必要が生じた場合におきましては、そのつど委員会に諮ることなく、委員長において指名することができますよう御一任を願っておきたいと存じますが、これに御異議はありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十九分散会

昭和三十四年三月七日印刷

昭和三十四年三月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局